

新型コロナウイルス感染症に関連した学籍、 授業料徴収等の特別措置について

下記のとおり特別措置を実施することとなりましたので、①～③のいずれかに該当し、手続きを希望する場合は、事前に総合文化大学院チームへ必要書類等を確認のうえ、下記の期限までに提出してください。

記

①長期履修制度の適用

(対象) 2020年度に在籍している全学生

新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする長期履修制度の適用が認められることとなり、最終年次や年度途中（A1ターム（Aセメスター）の開始）から長期履修を開始することも可能とされました。

②在学期間延長に伴う授業料の不徴収

(対象) 2020年8月または9月に修了見込であった学生

新型コロナウイルス感染症の影響による学業・研究の中断のために修了できず、在学期間を延長することとなった場合に学生について、2020年度後期分授業料のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた期間に相当する期間の授業料を不徴収とすることが可能とされました。

③休学

(対象) 2020年度に在籍している全学生

新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする休学を許可し、当該休学期間を休学可能期間（修士課程：2年、博士課程：3年）に含めないことが可能とされました。

※上記の休学が可能な期間は、2021年3月まで。

【提出期限】 令和2年10月末まで

※③については、休学期間開始の1ヶ月前まで

【提出場所】 教務課総合文化大学院チーム

(アドミニストレーション棟1階5番窓口)

※ 新型コロナウイルス感染症対応のため、電子ファイルによる提出も認める。

【特別措置（①及び②）の適用の可否通知】令和2年11月末

※上記①～②の手続きについては、指導教員の意見書が必要となります。また、総合文化大学院チームへの書類提出後、所属専攻・プログラム及び研究科において承認が得られた場合に許可されることとなります。

不明な点等は、総合文化大学院チームまでお問い合わせください。

令和2年10月19日 総合文化大学院チーム